

令和3年9月24日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年9月24日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	渡邊美喜子	13番	尾崎 忠義
14番	志村 忠昭		

1、欠席議員

8番 村井 保夫

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番 中野 一郎 君・11番 隅岡 美子 君を指名致します。

日程第2. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

まず、9月14日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、金井 浩三 君。

総務教育常任委員会委員長（金井 浩三）

お早うございます。

総務教育常任委員会の結果報告について、令和3年9月14日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

議案第2号、多度津町の役場の位置を定める条例の一部改正について。

議案第3号、令和3年度多度津町一般会計補正予算（第2号）。

議案第4号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）。

議案第5号、令和3年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）。

議案第6号、令和3年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）。

議案第7号、令和2年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第8号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について。

議案第9号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について。

議案第10号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について。

て。

議案第11号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について。

議案第12号、令和2年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

議案第13号、物品購入契約の締結について。

審議の結果。

議案第1号から第13号までについて、委員、傍聴議員より、

一つ、議案第1号は法律の第19条第10号が第11号へ号ずれしたことによる一部改正とのことだが、単なる号ずれなのか改正した内容が含まれるのか。

一つ、補正予算に体育施設の工事費があるが、地震に備えるために老朽化した町民体育館・町民体育館・温水プールなどは吊天井を早急に検査した上で今後も使用を続けるか補修するかを早く決める必要があるのではないかと。財政的に建て替えは無理だと思うので、長く使用するために詳しくプロの目で検査してもらいたい。

一つ、吊天井は建築基準法が改正されて吊金具を強化したり、養生ネットを設置することになっているので、早急に検査して補強することになるが、参考として小学校の吊天井の工事金額を教えてください。

一つ、公共施設の長寿命化計画を立てて優先順位を決めているが、吊天井の施設などは順位の変更は考えているのか。また、中央公民館と佐柳島の体育館は劣化が進んでおり、評価にDがついているので、優先順位が上位になるのではないかと。

一つ、町民体育館などはこれから調査して費用がどれぐらい必要かを総務課と協議して12月補正ですとのことだが、危険性を分かっているのなら放置せずに早急に調査してもらいたい。

一つ、体育施設費の補正のうち温水プール以外の修理の詳細を教えてください。

一つ、成人式の開催にあたって参加者にPCR検査を義務付けて補助する考えはあるのか。

一つ、今回の成人式では式典を中止して、参加者が個人的な記念写真を撮影することを考えているようだが、町が関与しないという内容での参加者の募集をするのか。あらかじめ中止もあることを文面に入れて募集すればどうか。

一つ、緊急保全対策事業補助金の200万円の補正は、重要伝統的建造物群保存地区の関係で既に3件分を執行したからだとも聞いているが、内容を教えてください。建物にもよると思うが、申請の期間はいつまで続くのか。

- 一つ、少年育成センター費に80万1千円の補正があるが、どこを修繕するのか。1階の床も傷んでいるので怪我人が出る前に修理してもらいたい。
- 一つ、戸籍住民基本台帳費の39万7千円の補正はマイナンバーカード交付率向上のためと聞いているが、多度津町の現状の交付率はどれ位で何%を目標にしているのか。また、町職員の交付率はどの位なのか。
- 一つ、旧多度津駅人道跨線橋撤去事業費9,015万円の補正について、住民からは高いという声も聞くが、1億円近くの費用がなぜ必要なのか詳細を教えてください。
- 一つ、跨線橋撤去事業費の内訳書を議会に提出してもらいたい。
- 一つ、跨線橋撤去工事の際に出るスクラップの売却費は町に入るのか。
- 一つ、跨線橋撤去のクレーンで吊る従来工法は、設計事務所が選んだものだが、ジャッキアップ工法などは考えなかったのか。
- 一つ、跨線橋撤去費はあまりにも高いので、工事をせずに数年間放置する考えもあるということをしてJRとの協議の中で話をして費用を抑えるような交渉はできないのか。撤去費が少しでも安く済むように努めてもらいたい。
- 一つ、防災費の補正ではパーテーション100台を購入して各所に置くとのことだが、内訳や必要数に足りているのかお聞きしたい。
- 一つ、今回の補正に伴い地方債の限度額を変更しているが、毎回変更する必要があるのか。また、利率が3.0%以内のままというのは一番高いものが3.0%だからなのかを教えてください。
- 一つ、パーク&ライドの収支について教えてください。
- 一つ、介護保険の地域活動支援事業は当初予算100万3千円に県からの補助金を合わせて合計214万5千円と聞いているが、補正で100万3千円を減額するのは県の補助金から差し引くのか。
- 一つ、運転ボランティアは13名とのことだが、年齢と職歴及び事故対応はどうなっているのか教えてください。
- 一つ、地域活動支援事業の利用登録者数は30人だが、去年は免許返納者が95名なのに何故少ないのか。
- 一つ、個人町民税滞納繰越分の不納欠損額が363万2,179円で前年度の790万2,583円からかなり減少しており、また、法人町民税の現年課税分も収入未済額が441万9,200円で前年度の11万2,500円から増加しているが、この違いを説明してもらいたい。救済措置や特例措置はあるのか。
- 一つ、課税標準となる法人税額が前年度の23億7,851万6千円から16億3,808万9千円と約7億円減少しており、法人町民税額が前年度の3億4,599万1,600円から2億2,925万400円と約1億2千万円減少しているが、減少の大きい会社や税率変更の要因について教えてください。

- 一つ、固定資産税や都市計画税の収入未済額が前年度と比べて多くなっているのは、コロナの影響によるものなのか。
 - 一つ、総務費使用料の駐車場使用料が641万6,000円から357万6,600円に50%減少しているが、どういう理由なのか。対策をとらないといけないのではないか。
 - 一つ、人件費が4年前の約14億円から約17億円と約3億円増加しているが、主な要因を教えてください。
 - 一つ、会計年度任用職員に伴う人件費の増加に係る国の支援策は、暫定措置になるのか。
 - 一つ、総務債が前年度の1億2千万円から3億9,790万円となったのはなぜなのか教えてください。
 - 一つ、国民健康保険税の一般の不納欠損額が212件で628万2,859円、累計でも590件で897万1,300円なのに、前年度は65件で1,564万3,413円となっているが、件数が少ないのに金額が多い理由を教えてください。
 - 一つ、下水道費の歳入で前年度からの繰り越しと未払いの金額について教えてください。
 - 一つ、下水道使用料の徴収率を上げる方策は何かあるのか。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、議案第1号の一部改正は、上位の法律の改正に伴う単なる号ずれによるものである。
 - 一つ、町民体育館・町民会館・温水プールの吊天井は地震による落下の危険性を認識しているが、調査したのちに総務課など関係課と協議して補正予算で対応したいと考えている。また、町民会館などは特定建築物として定期点検が義務付けられており、県への報告の中で吊天井は安全の観点から改善に努めるようにと指摘されているので、安全性を確保しながら必要であれば撤去することになる。
 - 一つ、豊原小学校体育館は吊天井撤去にLED照明と床を合わせた工事で8,600万円、白方小学校は吊天井撤去のみで1,200万円、多度津小学校は吊天井撤去とLED照明で3,700万円、四箇小学校は吊天井撤去とLED照明で2,500万円であったが、町民体育館などは規模と高さがあるので、それよりも多額になると思われる。
 - 一つ、公共施設長寿命化計画の中で優先順位を決めているが、担当の教育課などで調査検討して、新たに危険度が高いものがあれば優先して補修することにしてしている。選択と集中という考えのもとで財政状況が許せば早急に進めることとしており、中央公民館と佐柳島体育館は、代替施設を考えながら撤去する予定である。

- 一つ、スポーツセンター管理費の補正は、主には体育館の防水シートの張り替えになるが、当初予算での武道館の手摺り撤去工事は延期してその予算も活用することになっている。また、野球場のダッグアウトの補修については当初予算で対応する予定である。
- 一つ、全国的には安全性を考えて検査費用を出したところもあったが、現時点では成人式の参加者にPCR検査を義務付けたり、補助する考えは持っていない。
- 一つ、記念撮影の場所を設けたり、参加者を制限して保護者を入れないという対応や国が進めるワクチン接種が済んだ時の対応も考えながら、成人式の内容を現在検討中である。募集については、早目に道筋をつけて時機を見極めて適切にしたいと考えている。
- 一つ、本通地区では緊急保全対策事業の需要が高まり、当初予算を使い切ったため補正をしているが、予算の裏づけがないとすぐに建物が取り壊されることもあるので、要望があった時にすぐに対応できるように2件分200万円の予算の確保をするものである。住民に重要伝統的建造物群保存地区の説明をしたのちに制度設計をすることになるが、認定されると国からの補助がつくので有利になる。
- 一つ、少年育成センター2階の教育支援センターの照明と網戸の修理費である。
- 一つ、マイナンバーカード交付率向上のために出張申請受付をしたり、休日開庁をしているので8月末での交付率は34.7%であり、今年度は40%を目標にしている。町職員の交付率は74.4%である。
- 一つ、旧跨線橋撤去は軌道敷内のためJRへの委託となり、列車運行に支障がないように夜間に分解しながらクレーンで吊る工法で施工するもので、昨年の実施設計では4,900万円だったが、物価や労務単価の上昇分で設計金額の9%増額や保安員600万円、諸経費20万円、工事費の10%分の事務費を含む7,209万4千円の工事費と架線・高圧ケーブルの防護・移設の補償費が1,400万円、補償費の10%分の事務費を含んだ協定金額は8,749万4千円になる。事業費が高過ぎるという思いもあるが、実施設計額からの概算なので今後の協議の中で交渉して削減したいと考えている。
- 一つ、跨線橋撤去事業費の内訳書は、大まかにまとめたものを資料とさせてもらうが、協定書は開示したいと考えている。
- 一つ、跨線橋は町の所有物なので、スクラップで出た売却費部分は差し引くことになる。
- 一つ、設計段階ではジャッキアップ工法を承知してなかったもので、研究するなどして今後も協議を進めたい。

- 一つ、跨線橋が地震などで崩落して列車事故が起こると全て町の責任になるので、早期に撤去しなければならないと考えている。撤去費を少しでも抑えられるように契約を交わす中で、内容を精査して削減に努めたい。
- 一つ、パーテーションの必要数はスペースを考慮して200台を考えており、多中に100台を置いて次年度以降は各小学校に30台ずつ置く予定にしている。
- 一つ、地方債の補正は各事業が計上された時点で財源として充当できる起債がある場合は、上限額を変更しなければならないため、その都度補正している。現状の利率は0.9%程度だが、金利が高かった時代の3.0%以内のままにしている。
- 一つ、パーク&ライドの収支は、平成28年度・29年度が約460万円の黒字、30年度は発券機などの改修により約921万円の赤字だったが、発券機などの減価償却を勘案すると約380万円の黒字、令和元年度も同様に約366万円の黒字、2年度も約82万円の黒字となっている。
- 一つ、当初予算では委託料で100万3千円を計上していたが、今回の補正で組み替えをして一般管理費の補助金100万円と一般介護予防事業費の補助金114万5千円の合計で214万5千円としている。
- 一つ、運転ボランティアの職歴は把握できていないが、無職の人や現役で働いている人もいる。事故対応としては対人・対物無制限の自動車上乗せ保険とボランティア活動保険に加入している。
- 一つ、利用登録者数は現在50名近くになっているが、免許返納者でも運転可能な同居の家族がいると要件を満たさないので登録できない。
- 一つ、不納欠損額が減少しているのは、前々年度のをより精査して落とすと翌年には少なくなる傾向があるためであり、滞納は租税債権管理機構で徴収している。法人町民税の収入未済額の増加については、前々年度から事業収益が30%以上落ちたJRをはじめ複数の会社が徴収猶予制度を利用していることによるものだが、今期中には入るので3年度は滞納繰越分が減少すると思われる。また、税制上の救済措置はない。
- 一つ、課税標準となる法人税額は各企業の実績での申告によるもので、そこから税率を掛けて法人町民税額を算出しているが、コロナにより収益が落ちているので、税収は前々年度からは3割減となっている。税収減額が大きかったのは今治造船5,000万円、川田工業1,800万円、朝日スチール工業1,500万円、西野金陵560万円、S K K 540万円の5社で約9,400万円となっている。税率が12.1%から10月以降8.4%になったので約5千万円の減額になったが、新たに経過措置として法人事業税交付金2,459万円が交付されている。
- 一つ、コロナの影響により各企業の固定資産税・都市計画税は前年度課税の徴

収猶予をしているので、収入未済額が多額になっているが、令和3年度には入ることになる。

- 一つ、駐車場使用料の50%減少は、駐車台数が65台減少したことによるものであり、物理的に対策はとれない。
- 一つ、広域化に伴って水道会計の person 費が平成30年度以降は一般会計からの支出となった9,480万円の増加や臨時職員などの賃金が令和2年度以降は会計年度任用職員になって物件費から person 費に変わったことによる1億6千万円の増加と人事院勧告による給与の増加が主なものになる。
- 一つ、会計年度任用職員制度に伴う person 費の増加に係る国の支援は、交付税措置になっているので、金額や今後の状況は不透明である。
- 一つ、総務債が増加したのは、庁舎整備事業債と減収補てん債が大きく増額したためである。
- 一つ、件数の多寡と不納欠損で落とす金額は個人によって差があるので、件数が少なくても金額が上がる可能性がある。
- 一つ、下水道費の繰り越しは工事費の1,099万5千円であり、収入未済額の内訳は2010年度からのもので、昨年度分が約350万円と過年度分が約700万円で、今回1,052万576円になっている。
- 一つ、下水道使用料についても滞納があるが、色々と工夫をしたり広域企業団との連携を強化して催告状を出すなどの対応をしたい。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第13号までについては、委員会として原案を可決した。

また、その他として、執行部より他2件の報告があった。

以上です。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、9月14日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、尾崎 忠義君。

建設産業民生常任委員会委員長（尾崎 忠義）

令和3年9月14日に開催致しました建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告を致します。

審議事項。

議案第14号、公有水面埋立免許に関する意見について。

審議結果。

議案第14号について、委員、傍聴議員より、

一つ、埋立土砂等の種類として公共事業により発生する建設残土とあるが、どこから供給するのか。多度津町内の建設工事に範囲を限定しているのか。

一つ、高見島に生息している絶滅危惧種の蟹の「ハクセンシオマネキ」はどう対処するのか。

一つ、埋立てをすると何トンの船が何隻ぐらい入れるようになるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、埋立てで使用する残土は船揚場施設前を浚渫した土砂とか、国が行っている備讃瀬戸航路の浚渫工事の浚渫土を利用したいと考えており、不足分は購入土を考えている。

一つ、「ハクセンシオマネキ」は移植するという案もあったが、学識者や漁協関係者と協議した上で、船揚場の1工区の一部の砂浜を埋め立てせずに生息地を残す対応をとることにしている。

一つ、船のトン数では答えられないが、幅15m長さ60mのスロープを計画している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第14号については、委員会として原案を可決致しました。

また、その他として、執行部より他1件の報告がありました。

以上でございます。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

日程第3. 議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第4.議案第2号、多度津町の役場の位置を定める条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本件の議決については、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意が必要な特別多数議決となっております。

また、特別多数議決の場合、議長にも表決権が付与されております。

私も表決に加わることになりますので、ご了承をお願い致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第5.議案第3号、令和3年度多度津町一般会計補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第1号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第7. 議案第5号、令和3年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第1号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第8. 議案第6号、令和3年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第1号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、令和2年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

13番、尾崎忠義でございます。

私は、令和3年9月多度津町議会第3回定例会におきまして、議案第7号、令和2年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論を致します。

この令和2年度一般会計決算には、特別対策としての同和決算が合計219万7,000円含まれており、したがって、この金額は、「子どもの医療費18歳(高校卒業)までの無料化」を拡大することや「インフルエンザの予防接種の対象年齢を引き上げ、助成も18歳まで拡大し、助成額も引き上げること」、また、町内の新たな移動手段としての低速電動車(G・S・M)グリーン、スロー、モビリティ事業の実証実験の取組と町内循環型コミュニティバスの運行で、交通弱者の足を守り、健康増進、福祉の向上、町民の移動支援事業に使うなど、改善すべき点があるので、したがって、議案第7号、令和2年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定については、反対を致します。以上。

議長(村井 勉)

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ないようですので、これをもって討論を終結致します

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(村井 勉)

有難うございます。

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第11. 議案第9号、令和2年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第12. 議案第10号、令和2年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結致します。
これより、議案第10号についてを採決致します。
本案は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。
日程第13. 議案第11号、令和2年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定についてを議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結致します。
これより、議案第11号についてを採決致します。
本案は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。
日程第14. 議案第12号、令和2年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第15. 議案第13号、物品購入契約の締結についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第13号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第16. 議案第14号、公有水面埋立免許に関する意見についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第14号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第17. 意見書案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)の提出についてを議題と致します。

案文は、お手元に配付のとおりであります。

なお、タブレットにも掲載しております。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

これより、質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、意見書案第1号についてを採決致します。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第18. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は全て終了致しました。

これにて、令和3年第3回多度津町議会定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

閉会 午前9時46分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和3年9月24日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記